

総務経済常任委員会会議記録（概要）

平成27年9月4日（金）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第75号「平成27年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分（総務部）

【補足説明】 な し

【質 疑】

荒川委員

助成金の交付ということだが、どこからの助成金か伺いたい。

吉崎危機管理
課副主幹

こちらの助成は、消防団員等公務災害補償等共済基金からの助成となつております。

荒川委員

たまたま防塵メガネがこれに該当したということなのか、それともほかのものでもこういった助成金交付の対象になるのか伺いたい。

吉崎危機管理
課副主幹

防塵メガネのほかに、防塵マスク、耐切創性手袋、安全帽、防火衣等いくつか種類があり、消防団の装備に関して助成をするものです。

【議案第75号 総務部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時2分）

（説明員交代）

再 開（午前9時3分）

○議案第79号「所沢市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

荒川委員

昨日、預金などの情報管理もマイナンバーへ適用拡大する法案が国会で通過したと、今日の新聞に出ていた。際限なく広がっていき、単なる自治体、市役所の持っている情報だけに限らなくなってきている。その意味で伺いたいのは、年金機構でサイバー攻撃があつて多数の情報が流出した件を受けて、国は自治体に対していろいろな調査をしている。その中で、6月12日に総務省の自治行政局住民制度課、それから大臣官房より各自治体に、いわゆる住民基本台帳などの個人情報を保有する基幹ネットワークと情報系ネットワークの接続状況についての調査があり、基幹ネットワークと情報ネットワークが物理的に切断され通信不可能な状態か、基幹ネットワークと情報ネットワークをL3スイッチ等でVLANで分割かつパケット転送しておらず通信不可能な状態か、あるいはそれ以外か、セキュリティ措置についてこういう問い合わせが来ているはずだが、これについてはどう回答したのか。

浦山 I T 推進
課長

この回答については、今回補正予算でお願いしておりますネットワークの強化というところに対応する内容でありまして、予算をお認めいただき

ましたら、現在、業務系ネットワークと情報系ネットワークに別れている
当市ネットワークの最適化を図るとともに、さらなるセキュリティの強化
を図るものです。このことについては、国からの通知もあり、個人番号制
度の開始にあたりまして、各自治体の情報セキュリティ対策に対して、さ
らなる強化が求められていることから、十分な対応を行いたいと考えてお
ります。

福原委員

市が独自に扱うものについては、別表で規定されている。IT推進課が
中心となって各所管に独自の利用できるものがないのか通知を出して
掌握していると思うが、漏れないのかどうか、漏れないということが
確信できるチェック体制なのか伺いたい。

浦山 IT 推進
課長

調査に関しては、原課への説明会を行い4回ほど揉んでもらいました。
法で定められた範囲ということで、社会保障、税、防災の分野に限られて
おりますので、その中で何でもかんでも条例にするのではなく、個人情報
の保護に留意しつつ、個人番号を利用すべき最小限の事務ということで、
市民の手続きの簡素化、負担の軽減を得られるもの、また行政の事務の効
率化につながるような利便性の向上を得られる事務をということで出し
ていただきましたので、漏れはないと考えています。

福原委員

とりあえず進めて、途中で何か追加事項があった場合は、その都度追加

	<p>していくことよろしいのか。</p>
浦山 I T 推進 課長	<p>おっしゃるとおりです。新たな事業や今後必要とされる事務が追加された場合については、条例改正をお願いしたいと思っております。</p>
福原委員	<p>今、I T 推進課が全庁的な形でのまとめをされているが、マイナンバーに関する特定個人情報の全ての管理を、今後も I T 推進課がやっていくのか。</p>
浦山 I T 推進 課長	<p>今回、番号制度が導入されるということで I T 推進課が取りまとめをしておりますが、事務については、運用に入った段階でほかのところがいいということであれば協議していきたいと思っております。</p>
荒川委員	<p>この条例では、行政機関が扱うのは 12 事務ということになっている。マイナンバーが扱われるのは、社会保障と税と災害の 3 つの分野ということであるが、行政事務としてはどれくらいあるのか。</p>
浦山 I T 推進 課長	<p>法律では 98 事務あります。</p>
荒川委員	<p>情報が芋づる式に流出する危険はないとのことだが、その根拠を示して</p>

	いただきたい。
浦山 I T 推進 課長	情報は今までどおり集約されるのではなく、それぞれの機関で分散して持ちますので、芋づる式に情報が漏れるということはありません。
荒川委員	行政間の仕組みはどうなっているのか。
浦山 I T 推進 課長	情報の提供を行う場合については、相手の市町村から個人番号を暗号化した符号で問い合わせが来ますので、当該必要な情報だけを返すような形になります。
荒川委員	役所と役所の間には中間サーバがあるが、ここがサイバー攻撃されたらどうなるか。
浦山 I T 推進 課長	行政専用の閉じたネットワークである LGWAN の中に構築されるので、外部からの攻撃は受けないものとなっております。
荒川委員	アメリカでも、いろいろ問題があって国防総省はやめている。これらについて、国はどのように見ているのか。
浦山 I T 推進	国の対応がどうかということについて、細かいところまではわかりませ

課長	んが、日本でもサイバー犯罪対策室といったものがありますので、ハッカー等について情報収集や分析を行っていると思います。
荒川委員	攻撃により情報が流出した事件は、年金や商工会議所などいくつもあ る。住基ネットも全国あちこちでそういう問題があったと思うが、把握し ているか伺いたい。
浦山 I T 推進 課長	住基ネットについては、閉じたネットワークである LGWAN の中に構 築されておりますので、情報漏えいがあったということはありません。民 間ではベネッセなどで大きな情報流出がありました。ネットワークから ではなく人を介して流出したもので、サイバー攻撃を受けて多くの情報が 流出したというのは、年金情報が初めてだと思います。
荒川委員	東京商工会議所がメールを介してウィルスに感染して 1 万 2, 0 0 0 件 の情報流出、ベネッセも 1, 0 0 0 万件顧客情報が持ち出されたというこ とがある。住記は情報流出がなかったとのことだが、所沢のことではなく、 全国的には住基ネットでは真っ先に佐賀県鳥栖市で不正取得が明らかにな っており、その後福島県相馬市でも発生している。そういう意味で、1 0 0 % 安全ということは不可能だし言い切れないと思うが、いかがか。
浦山 I T 推進	1 0 0 % とは言い切れませんが、十分な対策をとって臨んでいると思

課長

ます。

粕谷委員

議案第79号の条例制定の趣旨や目的、ポイントについて、改めて説明
願いたい。

浦山 I T 推進
課長

番号法第9条第2項において、社会保障、税、防災に関する事務で、条例などに定められた事務についても、個人番号を必要な限度で利用することができるということで、そのような場合については条例を制定する必要があります。また、番号法に定められていない市が独自に行っている行政サービスの事務については、法第9条第1項の事務のように、窓口で個人番号を確認して検索に利用、添付書類の削減を行う等で利用する場合や、また個人番号を利用して市内での情報連携であったり、市長部局と教育委員会は番号法上では別機関とされていますので、その間で個人番号を利用して情報のやりとりを行う場合には条例を定める必要があるということから、今回お願いしております。

島田委員

芋づる式の情報漏えいはないとのことであったが、金融機関がサイバー攻撃を受け、そちら側からたどって行ってLGWANから情報が漏えいするということは考えられないか。

浦山 I T 推進

金融機関との接続の部分については、どのような接続をするのか定まっ

浦山 I T 推進
課長

市民の方が児童手当と子ども医療の手続きに来た場合、番号法において児童手当は法律に定められた事務になっているので添付書類は必要ありませんが、条例が制定されない場合、子ども医療については添付書類が必要になります。あつちは添付書類がいらなくて、こっちは添付書類を出してくださいというようなことで、市民の方に負担をかけてしまいます。また、他市町村から転入してきた方などについては情報提供を受けることができるのですが、条例が制定されないと、申し訳ありませんが他市町村から取り寄せてくださいということになります。事務についても、個人番号がわかるものについてはすぐに進められますが、条例が制定されないと、他市町村からの連絡を待つて通知が到着してから事務処理を行いますので、行政側としても事務の効率化の妨げになったりします。

中委員

今回の条例があることによって、複数の機関にある個人の情報を同一人の情報として確認でき、行政的には効率化が図られるという意味合いでよろしいか。

浦山 I T 推進
課長

おっしゃるとおりです。

荒川委員

マイナポータルというのがあり、I Cカードとパスワードさえあれば、

特定の個人のありとあらゆる情報を一覧でき、プライバシーが丸裸にされてしまうという危機があるが、それは大丈夫なのか。

浦山 I T 推進
課長

マイナポータルは、カードを持っている人の情報をやり取りした履歴だけしか閲覧できず、そこからいろいろな人の情報を見られるわけではありません。自分のカードとパスワードを入れて入っていきますので、そこからたくさんの人の情報が漏れるということはありません。

荒川委員

自分の情報が誰によって見られたか、その履歴がすぐわかるということだが、これから心配になってくるのは捜査当局である。捜査当局は履歴に出ないということだが、見解はいかがか。

浦山 I T 推進
課長

そのことについては、把握しておりません。

福原委員

この条例の評価については、どういうタイミングでどのような形で行い、P D C A を回していくのか伺いたい。

浦山 I T 推進
課長

国が条例を定めるに当たり、約 3 0 0 の自治体にヒアリングを行い、国の方でもこのような事務が該当するのではないかとということで洗い出しを行いました。それを参考にして市でもこの中に盛り込んでいきますので、

現状では必要な事務は押えてあるのかなと思っています。今後については、見直しをすることが番号法でも定められていますし、運用していく中で変わってくることもあることから、PDCAについてはその中で回していきたいと思っています。

【質疑終結】

【意見】

荒川委員

日本共産党所沢市議団を代表して意見を申し上げます。本条例制定については手続き条例であります。そもそもマイナンバー制度そのものに我々は反対しております。今日の新聞でも、半数以上がマイナンバー制度のことを知らないと掲載されていました。そのような中、国会で成立し成長戦略ではさらなる拡大利用を進めようとしております。紛失したら再発行すればいいという問題ではなく、紛失したことさえわからない場合が多く、どんどん使われプライバシーが侵害されてしまいます。また、番号が漏れたらプライバシーが丸裸になるということを質疑でも申し上げましたが、赤ちゃんからお年寄りまでそういったものを管理しなければならず、いつどこでどんなふうに使われるのかわからないような制度を急速に進めてしまうことに、非常に危機感を覚えます。国会でも、共産党の山下議員が4つのリスクということを言うておりました。1つ目は100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能だということ、2つ目は意図的に情報を盗み売る人間がいるということ、3つ目は一度漏れた情報は流通・売買されて取り返しがつかないということ、4つ目は情報は集積さ

れるほど利用価値が高まり攻撃されやすくなるということで、この4つについては政府も確かにそうだと認めておりました。今は行政間の話ですが、今後は金融機関や民間にも拡大されていきます。そうなったとき、誰がセキュリティについて責任を持つのか。法が成立したので粛々と準備をされていると思いますが、そういう意味では、やはりこれは中止すべきだということで反対いたします。

中委員

自由民主党・無所属の会を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。本条例の制定については、番号法の施行に伴い条例を制定しようとするものであります。今後、国の機関、また各自治体間で情報連携が開始されますと、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であると確認することができ、行政事務の効率化が図られ、また各種申請に係る添付書類等が削減されるなど、市民の利便性の向上が見込まれます。このような効果を考え合わせ、そして個人番号を利用すべき必要最小限の事務を条例に定めることで、効率的で円滑な番号制度の運用を図ろうとするものであることから、本条例の制定に賛成いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第79号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第75号「平成27年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分（経営企画部）

【補足説明】なし

【質 疑】

福原委員

統合宛名システムについては、国から示されている仕様に変更があったということだが、どういう変更なのか説明願いたい。

浦山 I T 推進
課長

当初、国の方では当該宛名システムのデータの保有について、現年と過年の2カ年ということだったのですが、税の方で遡及して還付するのに対応するようにとのことで、保有年限を5年から7年にする仕様変更が示されました。これにより、サーバのハードディスクの容量、CPUやメモリをそれぞれ対応するよう能力の向上を図るものとなりましたことから、今回お願いするものです。

福原委員

保存期間の変更は、あらかじめ想定できなかったのか。初めの指示はどこから出ていたのか伺いたい。

浦山 I T 推進
課長

J-LISという機関から現年、過年の2年ということで指示がありました。本当に2年でいいのかなというのはありましたが、2年という指示でしたので、こちらも最初は2年の対応をいたしました。

福原委員

ネットワークのセキュリティ強化というのは、具体的にどういうことをしていくのか説明願いたい。

浦山 I T 推進

課長

業務系のネットワークについては、閉じたネットワークの中で運用しておりますが、情報系ネットワークはインターネットとつながっており攻撃を受けかねませんので、業務系の閉じたネットワークに移行するものです。

福原委員

なぜ基幹系と情報系にわかれているのか。その辺について説明を願いたい。

浦山 I T 推進

課長

住記については、住基ネット導入の際、閉じた中で構築しなさいと示されていたため、閉じた中で構築していました。これまで所沢市は汎用機で運用してきました。汎用機というのは業者固有のOSや言語を使っていますので、パソコンの世界とはまた違います。当時、汎用機は情報系の中で動いていたのですが、汎用機自体が閉じたものということで運用していましたので問題はありませんでした。しかし、オープン化する時に情報系の中で汎用機からそのままオープン化してしまいましたので、情報系の中に業務システムを作ることになってしまいました。

福原委員

今回は、ハード面でのセキュリティ強化に見えるが、実際に情報系のも
のを基幹系に移行するだけの作業なのか。それとも、基幹系に移行した上
でさらにセキュリティ強化を行っているのか伺いたい。

浦山 I T 推進

業務系に移した中でさらなる対策というのはとっております。

課長

福原委員

わかる範囲でどんなことをしているのか伺いたい。

浦山 I T 推進

ファイアウォールを入口に設けていますが、業務系にも別途ファイアウ
オールを設けて侵入を防ぐような形をとっております。

課長

福原委員

税や住記など様々なシステムが別々にあるが、それぞれに対してファイ
アウォールを作っていくのか。先ほど芋づる式という話もあったが、壁を
それぞれ設けて、その中で攻撃に対してセキュリティを強化しているの
か。もしくは、攻撃されている時間を長く伸ばせるような仕組みになっ
ているのか。その辺について、わかる範囲で説明願いたい。

浦山 I T 推進

ファイアウォールについては、入口のところに1台です。個々について
は、それぞれ侵入できないような対策をとっております。

課長

福原委員

セキュリティに関しては、ハードだけでは十分対応できず100%ということはありません。組織的もしくは人為的な漏えいということのリスクを補う必要性があるということは国も認めているが、市では組織もしくは人為的な漏えいに対し、どのようなセキュリティ対策の強化を行っているのか。

浦山 I T 推進
課長

人為的な漏えいを防がなくてはいけないと考えていますので、研修による周知ということで、4月に新入職員が入ってくる時は新人研修の中でセキュリティ研修を設けています。また、管理職、リーダー職、一般職員ということで、段階的にセキュリティ研修を行っています。それから年度末には、全職員を対象にセキュリティセルフチェックということで、パスワードの管理をちゃんとしているか、不正なメールが来たときは削除しているかというようなチェックをしています。今後については、チームを作りまして各所属を回りセキュリティ対策をちゃんとしているか点検することも必要だと思いますので、そのようなことも考えています。

福原委員

庁内における情報セキュリティの管理責任者は誰なのか。

浦山 I T 推進
課長

最高責任者は副市長です。

福原委員

国の特定個人情報保護委員会が示したガイドラインがある。そういった国との連携をされているとは思いますが、今後の情報セキュリティに関する進め方について少し詳しく伺いたい。

浦山 I T 推進
課長

これは市民相談課で行っておりますが、特定個人情報の保護評価については、評価書を見直すということになっていますので、誰がどの情報を扱うのか、情報の削除はいつ行われているか、データの保管はどうなっているかといったリスク分析をし、その都度評価を行い、変更があった場合には、特定個人情報保護委員会に報告するような形をとっています。これについては、番号制度のプロジェクトが設置されていますので、運用に関わってくるときにどう進めていくか検討していきたいと思っています。

荒川委員

10月5日から一斉送付されるとのことである。いっぺんに準備はできないことから、すでに住民基本台帳に仮付番をしているのか。

浦山 I T 推進
課長

仮付番は行ったと聞いております。

荒川委員

税や年金などにも、もう番号が付いているのか。

浦山 I T 推進

住民基本台帳だけです。

課長

荒川委員

今後、税や年金にも同じ番号が付くのか。

浦山 I T 推進

連携が始まるのが、自治体に関しては平成 29 年 7 月からで、その前に

課長

国等が 29 年 1 月から始まります。マイナンバーの利用開始は 28 年 1 月 1 日となっていますが、その辺の詳細についてはまだ市民課に確認していません。ただ、利用開始が 28 年 1 月 1 日ですので、そこからではないかと思っています。

荒川委員

今時点では、情報系ネットワークでつながっているものは、流出の心配があると思うが、いかがか。

浦山 I T 推進

100%ないとは言い切れませんが、相当の対策をとっておりますので、

課長

流出はないものと考えております。

荒川委員

今現在、セキュリティが心配な状態であるから、情報系から業務系に変えるのではないか。

浦山 I T 推進

そうではありますが、それなりの対策をとっています。今までもそのよ

課長

うなことはありませんでしたので、対策は十分だというふう考えていま

す。

松崎委員

先ほどの年金の情報流出の件では、人的な問題も指摘されていたと思う。人の教育を研修でやっていくということだったが、それがきちんと運用されているか確認する手段と、運用されているかというのを収集する仕組みについてはどのようになっているのか。

浦山 I T 推進
課長

研修を行った後には、どれぐらい理解しているかということアンケートをとって確認しています。それから、セキュリティセルフチェックということで、パスワードをちゃんとかけているか、ログインする際の I D、パスワードを定期的に変更しているか、不要なメールは削除しているか、不審なメールが届いた場合の対応等についてセルフチェックをさせていただいております。その情報を収集、分析し、できていない部分については、こういったところできていないよということで全庁的に通知を出しております。

松崎委員

副市長が最高責任者ということだが、I T 推進課がとりまとめて管理状況を把握するという理解でよろしいか。

浦山 I T 推進
課長

I T 推進課でとりまとめ、副市長に決裁を上げています。

松崎委員

番号制における市民のメリットについて、どのように広報していくつもりなのか伺いたい。

浦山 I T 推進
課長

番号法の制度については、I T 推進課と市民課で特集号を組んで広報 9 月号に出させていただきました。それから、市民課では以前から個人番号について、ある程度のスペースをいただいて、市民の方へ利便性の向上につながりますということや市でも業務の効率化につながりますというようなことで周知を図っています。

荒川委員

10月5日から送付するということが、市は送付に関わらないのか。

浦山 I T 推進
課長

発送については、J-LIS という機関がまとめて発送する準備をしています。

荒川委員

届いたら問い合わせが殺到すると思うが、この対応についてはどのように考えているのか。

浦山 I T 推進
課長

市民課の所管になりますが、今月からブースを設けて対応に当たるということと、10月からは問い合わせを受けるコールセンターを設けて対応に当たるということ、またいろいろな手続きもふえてくるので、市民ギャ

	ラリーにスペースを設けて対応していくということを聞いております。
荒川委員	情報セキュリティの最高責任者は副市長ということだが、マイナンバー全体を所管するのは経営企画部ということではよろしいか。
浦山 I T 推進 課長	とりまとめについては I T 推進課で行っておりますが、それぞれ事務分掌の範囲でやっているところについては、各課で対応してもらっています。
荒川委員	経営企画部ではなくて、副市長を先頭にそれぞれが同じレベルで責任を負うということではよろしいか。
浦山 I T 推進 課長	その事務に当たりましては、現在は事務分掌が分かれていますので、その中で対応しています。
中委員	COOL・JAPAN・FOREST構想について、市が一企業と共同でまちづくりを行うなどということはこれまで聞いたことがないが、これがあるからやるのだという魅力についてお答えいただきたい。
鈴木経営企画 課長	株式会社KADOKAWAの計画において、工場及び文化コンプレックスを中心に考えられるのは、多くの雇用が創出されるのではないかという

ことです。それと、この会社との連携による地元産業、商業の活性化や新しく企業が参入してくる可能性も期待できます。また、博物館、美術館、図書館を融合した文化コンプレックスには、市内外、県外はもとより、COOL・JAPANということで、海外からの観光客も期待できます。当然ながら、大きな経済効果が所沢市にもたらされるものと考えております。今、財政難ではありますが、こういったところで市の収入がアップすれば、今まで手を付けられなかった事業やサービスに歳出が充てられるのではないかと期待しまして、この事業に取り組むものです。

荒川委員

この推進会議は公の会議で、公開を義務付けられているものなのか。市と株式会社が共同設置する推進会議は初めてのケースなので、その辺はどのように位置付けられているのか伺いたい。また、会議に参加した職員以外の方の費用弁償やワークショップに参加する市民の皆さんはボランティアということになるのか伺いたい。

鈴木経営企画
課長

TEAM・STARTの会議については、構想を進めるための両者の検討の場として開催しています。会議の内容は、市の政策の決定段階、KADOKAWAの企業秘を含むため公開は難しいところです。今後、この事業構想を明文化する中で、お互いの役割分担なども細かく決めたいと思っておりますので、そういった中でTEAM・STARTの位置付けについても、しっかり決めていきたいと思っています。経費の負担については、

市の職員は市、KADOKAWAの社員の費用弁償等はKADOKAWAで持っていております。なお、ワークショップについては、今回の事業で啓発の一環として行うことを想定していますが、これについては今後検討してまいりたいと思います。

秋田委員

非常にいい話で来ること自体には賛成だが、そうであれば、もっと早く議会側に説明があつてしかるべきであったと思う。9月議会の直前になって、会長に来ていただいて話を受けた経緯について、もっと早く議会側に説明してもよかつたのではないかと思うが、見解を伺いたい。

鈴木経営企画
課長

この計画については、6月4日に共同発表させていただいたときから始まりました。その後、ここに至るまでなかなか議会にお示しできるような段階ではありませんでしたが、今回計画が固まってきたということで、議会に諮らせていただいたものです。

島田委員

今後、中間報告など議会への報告についてはどう考えているの。

鈴木経営企画
課長

年度末にこの委託ででき上がりました報告書については、議会に報告、配付したいと考えております。ただ、その前の時点で総合戦略にこの事業を位置付けたいと考えており、28年1月には説明会を開いてお話しできるものと考えております。

松崎委員

昨日の議案質疑において、今回の交付金がなくてもやっていたのかとの質疑に対し、交付金がなくても予算提出をしたとの答弁であったが、そのとおりでよろしいか。

桑原経営企画

そのとおりです。

部長

松崎委員

調査・策定の部分については、市がやるべき項目が含まれていると思うが、一方で構想啓発については、COOL・JAPAN・FOREST構想は共同でやっているものなので、按分してKADOKAWAにも負担してもらうことにしてもよかったのではないか。構想イメージロゴ等の作成や市民ワークショップの実施等は共同でもよかったと思うが、今回市の単独の負担で出してきたことについて見解を伺いたい。

鈴木経営企画

構想イメージ動画やロゴの作成を所沢市でやるメリットとしては、この半年間で作成をして終わりということではなく、これが始まりでありまして、その使用方法について事業所に任せると、権利関係等で難しい問題が発生してしまうということがありますので、まずこちらで主導権をとって作成し、来年度以降はその活用について、KADOKAWAを含めアドバイザーボードの皆様にもご協力をいただきながら、啓発に努めて

まいりたいと考えています。

松崎委員

今後、市として役割分担をどこかできっちりと決めなければならないと思うのだが、この調査・策定が終わった段階で役割分担は決まるのか。昨日の議案質疑では、共同出資のことについてまだ全く考えていないとのことだったが、その辺りの民間と市の役割分担はどのように、そしていつまでに決めていくのか伺いたい。

鈴木経営企画
課長

役割分担については、この構想でどんなことを具体的にやっていくのか、想定していくのかということと併せて、市とKADOKAWAの役割を明確にしていきたいと考えておりますので、概ね今年度中には決まってくるものと考えています。

松崎委員

ロゴについて、最近もオリンピックなどでロゴのコピーがあったが、著作権の関係や似たものがないかなどのチェックはどのように行うのか。

鈴木経営企画
課長

信頼のおける方に、また、世界にもアピールできるロゴが作成できるように、適正に選定をしていきたいと考えています。

粕谷委員

さきの6月議会で宿泊施設立地可能性調査事業が出たが、これとの関連性については何か考えているか。

桑原経営企画
部長 KADOKAWAを中心として、東所沢全体のまちづくりをしていくことを考えていますので、当然そういったことは入ってくるものと考えています。

粕谷委員 KADOKAWAの説明会の中で、構想の中にホテルがすでにあったと思うのだが、その辺も含めて再度説明願いたい。

鈴木経営企画
課長 先日、KADOKAWAから示された計画の中には、確かにホテルが入っています。最新鋭の工場ができると多くの方が国内外から視察に来ますので、その方々が泊まれるような宿泊施設ということで想定していると聞いています。また、KADOKAWAとドワンゴが一緒になっていますが、そちらの方で本拠を沖縄に置く通信制のニコニコ高校があり、年間である一定期間は泊まりでスクーリングを受けなくてはならないという規定があり、生徒が泊まれるような宿泊施設ということで準備をされていると聞いていますので、産業経済部の委託とは別という認識です。

【議案第75号 経営企画部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前10時10分）

（説明員交代）

再 開 (午前10時19分)

○議案第75号「平成27年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分（産業経済部）

【補足説明】

村松産業経済
部長

昨日の議案質疑の中で、何人かの議員より質疑のあった旧所沢浄化センターの売買契約書の写しについて、資料の用意ができております。

青木委員長

契約書の写しを配付することによろしいか。

（委員了承）

【質 疑】

福原委員

配付した資料について、今回の議案と関連するところを簡単に説明願いたい。

畑中産業振興
課長

今回の調査委託に関わるところについては、まず契約書の冒頭で、この契約に当たっては募集要項等を併せて契約の条件にするという前提が書いてあります。次に、第9条に瑕疵担保ということで、重大な瑕疵が存したときは当該瑕疵の内容等に応じて、市と誠実に協議の上、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求、または契約の解除をすることができるものとなっております。それから、第31条に疑義等の決定という項があり、これについてはこの契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じ

たときは、甲乙協議の上、別に定めるものとなっております。現場にどのようなものがあるのか、その概要については募集要項に書いてあり、それらを除却することや北側の道路を整備すること等を条件として本契約が結ばれていますが、旧所沢浄化センターは操業開始が古く、何度か増改築を繰り返しており、正直なところ何がどこまであるかということが、その時点では明らかになっていないという前提がありましたので、契約に基づいて除却工事等を進める際に不明な部分があった場合は、双方協議して進めましょうという契約になっております。今回、契約に基づき実際に除却工事を進める中で、募集要項に書かれていない項目が出てきたということで、株式会社KADOKAWAから、この件についてどのように扱いたいかという申し出がありました。その項目について、外部委託をしてその費用等を審査してもらいたいということで、議案として委託費を計上しております。

福原委員

追加作業について、今回の作業の内容以外にも今後出てくるのではないかと。この委託の中で、そういったものを全部洗い出して、これ以降についてはもうないということが、KADOKAWAとのやりとりの中で確認できているのか。

畑中産業振興
課長

現場の除却作業についてですが、大きなものについては終わっており、残っているのは敷地の真ん中にある焼却炉ですが、それもほぼ解体が終っ

ております。今、現場で確認できるのは汚泥消化槽とガスタンク、それから建物地下部分のコンクリートですが、特に北側の道路に接した部分については、それをとってしまいますと道路が崩落してしまいますので、最終的には壊しますが道路の養生のために残してあります。なお、残っているものの部材等の調査は終了しており、それも踏まえて今回検討してもらいたいという申し出をされておりますので、今後についてはないものと考えております。

島田委員

昨日の議案質疑の中で、契約書の写しのほかに上下水道部の汚泥やアスベスト等に関する資料の話があり、委員会で諮ってもらい必要であれば提出しますということだったが、その件はどうなっているのか。

村松産業経済
部長

上下水道部の資料については、上下水道事業管理者が議案質疑の中で資料がありましたら提出しますという答弁をしておりましたので、上下水道部に確認をしましたところ、当該資料についてはないとのことでしたので、今回資料の提出はできないということであります。

荒川委員

売買契約の中で残存建築物等を解体、除却して、本事業を実施するものとするあり、除却、解体費用については10億円という答弁があった。10億円の積算根拠がないと何がどう変わったのかわからないわけで、本当に足らなかったのか、その辺を確認する資料があるのか伺いたい。

畑中産業振興課長 既存の図面や目視できる範囲で確認できる設備、建物、それから担当職員に聞き取りをした範囲でこういったものがありますというものを基に、募集要項においてどれぐらいの建物やコンクリートの量が発生するかという資料を示しており、それに基づいて、これぐらいの除却費用がかかるという前提で応募者には申し込みをいただいたということでもあります。今回は、募集要項に書かれていなかったものとして、これだけありますよということ申し出をされている状況です。

荒川委員 募集要項に書かれていないものがあつたということについて、市では立ち会って確認しているのか。

畑中産業振興課長 申し出があつた事項については現場を確認しておりますし、先方からは写真等の資料も提出をいただいております。

荒川委員 売買契約書の中で、特別管理廃棄物に該当するものについては売買物件とはせず、市の所有廃棄物として、法律等に従い市の保管場所に移管するとあるが、特別管理廃棄物に該当するものはあつたのか。

畑中産業振興課長 PCBを含むものについては、少量あつたという報告を受けております。

秋田委員

汚泥の量は90立方メートルということですか。

畑中産業振興
課長

募集要項の段階では、90立方メートルという数字は出しておりません。募集要項では、敷地内の消化槽は内部に水が張ってあるため、その処理が必要となります。また、底部に排出処理が必要な汚泥がある可能性がありますということを示しました。これを公表した後に、応募を検討している事業者から、「汚泥はどれくらいあるのですか。」という質問を受けましたので、現場の担当職員にわかる範囲でいいので確認してもらいたいというお願いをして、出てきた数字が90立方メートルでして、担当のやりとりの中でできる範囲でやったものと確認しております。

秋田委員

それが実際には、いくらあったのか。

畑中産業振興
課長

KADOKAWAからいただいた資料によりますと、1,483立方メートルということになります。

秋田委員

それは、KADOKAWAがどこかの業者に依頼して調べたということによろしいか。

畑中産業振興

当初、汚泥の量はどのくらいかという話が出たとき、汚泥消化槽のタン

課長

クは密閉式でしたので、検査用の小さな窓から確認することしかできず、その段階では90立方メートルという数字が出てきました。KADOKAWAについては売却後、タンクを壊すに当たって中を確認するために一部壁を壊したところ、当初市が出した状況と全く異なり、固化した汚泥が大量に残っていて、それを推計したところそれだけの量だったということがあります。

秋田委員

調査方法が違ったということによろしいか。

畑中産業振興

当初は、非常に限定的な条件の中でできる範囲でやったということ

課長

です。今回KADOKAWAから出てきた数字は、設備の一部を壊して実際にもものを見て量ったということでもあります。

秋田委員

それでは、その90立方メートルと確認した資料がないということによろしいか。

畑中産業振興

おっしゃるとおりです。

課長

秋田委員

それは、とっておかなければならない資料ではなかったのか。

畑中産業振興 課長	質問を受けてから答えるまであまり時間がなかったことから、担当者同士のやりとりの中で確認したということでもあります。
秋田委員	それは決裁をもらってなかったということか。
畑中産業振興 課長	その90立方メートルということについては、決裁はとっていないということだと思います。
秋田委員	昨日の議案質疑の中で、汚泥の処理費用は8,630万円ということだったが、これは市が払うとは決まっていないということによろしいか。
畑中産業振興 課長	現段階では、汚泥を含めていくつかの項目が募集要項の時点では提示されていないことがありましたので、このことについてどうでしょうかという申し出を受けているということでもあります。実際に、その費用をどちらが負担するのかということについては、今後協議をするということでもあります。
秋田委員	アスベストについては仕方ないと思うが、汚泥に関してはどうなのかなとを感じる。その辺の見解について伺いたい。
畑中産業振興	廃棄物処理法で、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの

課長

責任において適正に処理しなければならないとなっておりますことから、この汚泥については市の下水道事業に伴って発生したものであり、もともと市の責任であるという考え方があります。一方で、契約により売却したので、それについてはKADOKAWA側の負担ではないかという考え方もあります。ですので、そういったことを外部機関の調査結果や弁護士相談によって研究し、材料を揃えて先方と交渉したいと考えています。

秋田委員

昨日の議案質疑の中で、KADOKAWAの調査では340立方メートルという答弁があった。実際の1,483立方メートルとは開きがあるのは、どういうことか。

畑中産業振興

課長

KADOKAWA側で、契約を締結する前に市で示した90立方メートルという数字について、買う前に一度調べましょうということになりました。340立方メートルというのは、市の担当が調べたのと同じ条件で、検査用の小窓から限定された条件の中で調べた結果、これぐらいはありそうだということで先方が見積もった数字であります。

秋田委員

市の調査方法に瑕疵があったわけではないということによろしいか。

畑中産業振興

課長

調査については非常に限定的であったことから、その数字になりました。今、申し出されているのは、設備を壊して実際に見て出してきた数字

ですので、それは調査方法や状況が違うと考えております。それが瑕疵に当たるのかどうか、精算金に反映すべきかどうかということについては議論の余地がありますので、整理をして先方と交渉に当たりたいと考えております。

秋田委員

(仮称) 所沢市総合福祉センターの工事で障害物、コンクリートガラ等が見つかったり、今回もこういうことが出てきた。民間企業であれば、こういう事態になると会社に損失を与えることから、ある程度見積もりの段階で上乘せしておくが、そういったことはしなかったのか。

畑中産業振興
課長

今回、ここに何があるというのを提示して、その条件で見てもらっています。上乘せというのは、先方がそれをどの程度見るかということだと思いますが、それを見ていたとしても精算でどう見るかについては別の議論だと思います。ですから、精算につきましては、そういったことを含めて協議をしたいと考えております。

島田委員

担当者同士のやりとりの中で確認し資料がないということだったが、薬品類など処理費用が高額なのにそれについての資料がないというのは、ある意味、管理がずさんだと言わざるをえないが、本当に資料はないのか。

畑中産業振興

旧所沢浄化センターは、昭和30年代後半に造られた非常に古い施設

課長

で、今に至るまでに何度か増改築を繰り返しております。図面類を確認しましたが、それらも全てが揃っている状況ではありませんでしたし、いろいろな配管を通して薬品類を使用する施設でしたので、実際に操業を停止して、抜ける範囲でそういったものを抜いたり、視認できる範囲で除却をしているとは聞いておりますが、それでもやはり残ってしまうものはあるということらしく、結果としてそれだけのものがあつたと理解をしております。

島田委員

今回いろいろと出てきたが、それに係る量、処理費用などは把握しているのか。

畑中産業振興

課長

先方から資料提供をしていただきましたし、現地の確認をしておりますので、それらを資料として検討したいと考えております。

島田委員

それは、必要があれば委員会ないし資料請求等で、資料としていただけるという理解でよろしいか。

村松産業経済

部長

委員会からご要望があれば、表のような形でお出しできると思います。それから補足説明をさせていただきますと、90立方メートルについては、確かに募集要項のやりとりの中でQAということで、市でできる範囲の中でこのぐらいはあるのではないかとということでお答えした部分はあ

りますが、市としてもそこはよくわからないことから、契約時に相手側にちゃんと調べてくださいということで、一回そういう手続きを踏んでおりますので、基本的にはスタートラインはそこになるのかなと考えております。90立方メートルについて、その数字がどうこうというわけではなく、その経過の中で御説明したということでもあります。

秋田委員

今の話はKADOKAWAに調べさせたということか。この工事については鹿島建設が請け負っていると思うが、鹿島がどこかの業者に調べさせた結果が340立方メートルということか。

村松産業経済
部長

おっしゃるとおりです。ただ、そのときは解体しておりませんでしたので、上下水道部が調べたと同様にわかりづらい状況であったことは確かだと思います。

秋田委員

KADOKAWA側もそういった形で調べた経緯があるわけだから、ある程度KADOKAWAにも責任はあるということか。

村松産業経済
部長

廃棄物処理法で定めるとおり廃棄物そのものの最終的な処理の責任者は市なのか、それとも契約により売却したのでKADOKAWA側なのか、それについては検証が必要ですが、一度KADOKAWAで調査しているという部分については責任があると思います。

荒川委員 契約前にKADOKAWAが調査して出した数字が340立法メートルで、実際やってみたら1,483立法メートルということだが、1,483立法メートルから340立法メートルを引いた量の経費はいくらになるのか。

畑中産業振興
課長 その差し引きした経費が8,630万円ということになります。

荒川委員 1,483立法メートルから340立法メートルを引いた差額が8,630万円ということか。

村松産業経済
部長 おっしゃるとおりです。KADOKAWAが調べた部分は、既に精算してあるわけですから、その部分は差し引くということです。

秋田委員 もう一度、詳しく説明願いたい。

村松産業経済
部長 総量として1,483立法メートルあるということが今回わかりましたが、そのうちの340立法メートルについてはKADOKAWAとの間ですでに精算しています。金額で言いますと、1,483立法メートルの処理費用の見積もりは1億1,231万円程度ですが、2,592万円につ

いては契約時にすでに引いてありますので、市としては見ないということです。つまり、1,483立法メートルの処理に係る1億1,231万円程度から2592万円程度を差し引いた額が、議案質疑でお示しした8,630万円程度となります。契約時点で引いた額は控除して、実質的な精算の対象となる額に当たるものが8,630万円程度ということで御説明させていただきました。

秋田委員

税金が投入されているわけだから、東京五輪のエンブレムの問題ではないが、誰が責任を取るのかというところがある。市では総合福祉センターの件もあり2回目になるが、そういうことも考えているのか。

村松産業経済
部長

KADOKAWAから申し出があったものについて市が支払うべきなのかどうかの判断は、これからするわけでございます。現段階では、KADOKAWA側の申し出について市がそれを精査するための委託料を計上させていただいているということでありまして、この事業そのものがかなり特殊な事業ということもあり、募集要項や契約書の中にもそうした想定外のところを吸収できる部分を持たせていることを考えると、単純に責任論の話になるものではないのかなと考えています。

荒川委員

この委託料は、KADOKAWAとの交渉に必要な法律見解といったところまでは求めているのか。

畑中産業振興課長 資料にはそういった記載はありませんが、いろいろな工程を調査する中で、ほかの事例等も資料として求められると考えておりますので、その中には法律的なこともある可能性はあると考えています。

荒川委員 実際にKADOKAWAと交渉するのは、市の顧問弁護士なのか。

畑中産業振興課長 市で対応いたします。

秋田委員 340立法メートルの金額をもう一度確認したい。

畑中産業振興課長 2,592万円です。

福原委員 企業立地等奨励金の対象となった3件について伺いたい。

畑中産業振興課長 税法により事業者名等は公表できませんが、市内に既存で操業されていた事業者が建て替えされたケース、市内で操業されていて市内の別の場所に移転したケース、市内に新たに土地を購入されたケースの3件です。

福原委員

企業立地奨励金交付事業は、総合計画にも入っていて地域経済の発展及び雇用機会の拡大を図ることを目的とするところである。この3件の事業者は、企業立地奨励金交付事業の内容を確認し、事業拡大をするから移転してこようという判断をされたのか、わかる範囲でお答えいただきたい。

畑中産業振興
課長

この条例は平成26年に制定され、今回については26年に新たに立地した企業が対象ですので、実際には条例があったから市内でそういう立地をしたというわけではないようです。

福原委員

今回の予算額は4,757万円で、3年間ということなので来年度、再来年度も同じ金額が計上されかなりの金額になるが、初期投資ということも理解できる。今後の事業の見通しについて、市がPRしている中で具体的にどこかの企業から話があるのか伺いたい。

畑中産業振興
課長

この経費については、1回納税したことを確認した上でほぼ同額を支払うというものですので、経費的に市の持ち出しはなく、非常に効果が高いものと考えています。今後は、新たに産業用地を創出していくということで、3カ所の検討しておりますので、できるだけ早く実現することにより新しく事業者も立地していただけるのかなと思っています。産業振興課としては、新しい産業用地の確保の前に、市外の事業者はもちろん、市内の事業者で大きくしたいというところもそうですが、いろいろな事業者に情

報提供して所沢市に立地していただけるよう働きかけていきたいと考えています。

福原委員

実際に納めた固定資産税と都市計画税の相当額をお返しするので持ち出しはないとのことだが、本来その額というのは入るべきものであるから、そういった観点からしても、積極的なPRは非常に重要だと思う。今、市が行っている具体的なPR方法について、詳しく伺いたい。

畑中産業振興
課長

まず、市内の事業者については、メルマガという形で100社以上の登録がありますので、そういったところにいろいろと情報を流しています。それから、そこに登録していない事業者についても、いろいろな機会をとらえて訪問し今後事業計画等を聞かせていただき、こういう制度を紹介してタイミングが合えば、そちらにつなげていきたいと考えていますし、市外の事業者については、24年度と昨年度にアンケートをしていますので、そのリストをもとに感触のいい返事をしていただいたところには、年に1回とかもう少し多い頻度で情報提供して関係をつなぎながら、産業用地が創出されたタイミングで所沢市に来ていただけるように働きかけていきたいと考えています。

福原委員

26年の制定なので、これからしばらく様子を見なければわからないということももちろんあるが、今後大事なものは評価であると思う。庁内的な

評価もあると思うが、企業立地に関することについての専門家等の意見を聞くような考えはあるのか。

畑中産業振興
課長

自治体の企業誘致については、経済産業省の外部団体である日本立地センターの会員になっていますので、そちらのセミナーを受けたり、メルマガも来ています。そういった状況ですので、そちらの方に相談することもありますし、国の関東経済産業局の方とも多少パイプがありますので、そういういろいろなネットワークを駆使して情報を集め、必要なときに新しい立地をしていただけるようにやっていきたいと考えています。

荒川委員

固定資産税、都市計画税の減免ではなく交付金にしたわけだが、要綱に触れるようなことがあって返却しなくてはならないということがあった場合、減免した分を返してもらおうということで税金の方が強いのではないかと思うが、その辺は考えたのか。

畑中産業振興
課長

税の減免については、ハードルが高いというか、税法の中でいくつか規定が示されておりますので、その中で行うのは非常に難しかったのかなと考えています。

粕谷委員

この制度について、事業者が市内に工場等を立地した場合、納税後3年間交付するとなっており、立地とは工場用地及び工場の取得、工場の建て

替え等となっているが、操業してから3年とも聞いた。土地を取得した場合、そこから3年間交付され、その後新たに工場を建てたり償却資産を取得した場合については、もう3年経ってしまったので該当しないということか。

畑中産業振興
課長

土地の取得については、取得してから1年以内に事業所を建築しないと奨励金の対象にならないとなっております。それから、対象となってから5年以内に事業を開始しないと認定を取り消すということになっております。土地の購入に3年間交付し、操業開始してから3年間交付いたしますので、操業の時期のずれについては配慮できるものと考えています。

粕谷委員

最初に土地を取得した場合、その土地の部分については3年間交付して、5年以内に事業を開始すれば、工場や償却資産についてはそれから3年間交付するということか。

畑中産業振興
課長

大規模な工場等になりますと、造成や建設にも時間がかかりますので、土地の取得から操業開始まで2年間空くことも一般的にあるものですから、そのときの負担を軽減するという趣旨で土地を取得していれば土地に対して交付し、その後建物を建てて操業すればそこからまた交付するという制度になっています。

【議案第75号 産業経済部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前11時0分）

（説明員交代）

再 開（午前11時10分）

○議案第81号「所沢市税条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

荒川委員

これはマイナンバー制度の関連か。

肥沼市民税課
長

おっしゃるとおりです。

【質疑終結】

【意 見】

荒川委員

日本共産党所沢市議団を代表して意見を申し上げます。マイナンバー制度絡みの条例ですので、議案第79号で申し上げた理由と同じ理由で反対いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第81号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第83号「所沢市ふるさと応援寄附条例及び所沢市地域産業活性化
基金条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

松崎委員

寄附金の使途を7つから選べるようになるということだが、その7つとは何か。

林財政課長

1項目が緑の保全及び緑化の推進に関する事業、2項目が未来を担う子どもたちのための事業、3項目がコミュニティ活動の推進に関する事業、4項目が安全で安心なまちづくりに関する事業、5項目が文化及び芸術の振興に関する事業ですが、こちらにスポーツを加えております。さらに、今回新しい項目として、地域産業の活性化に関する事業と健康及び福祉の推進に関する事業を加えております。

松崎委員

選ばなかった場合は、どう振り分けられるのか。

林財政課長

選ばなかった場合については、均等に割り振っております。

松崎委員

均等とは7等分するという事か。

林財政課長

おっしゃるとおりです。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第83号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第75号「平成27年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分（財務部）

【補足説明】なし

【質 疑】

荒川委員

前年度繰越金を計上していないが、これについてはどのぐらいあるのか。

林財政課長

繰越金については昨年度と同様、12月補正を予定しております。額は35億円程度ありますが、既存の予算を10億円計上しておりますので、差引は25億円となります。

【議案第75号 当委員会所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前11時20分）

（説明員交代）

再 開（午前11時25分）

○議案第75号「平成27年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分

【意見】

荒川委員

日本共産党所沢市議団を代表して、反対の意見を申し上げます。今回、マイナンバー制度絡みの予算が、歳入歳出ともに計上されていることから反対いたします。マイナンバー制度は、国民にとってほとんどメリットがないということが明らかになっています。一方で、行政サイドにとっては各人の収入、所得に関わる情報が単一の番号で結ばれ、そこに預貯金などの情報が加わることで、一人ひとりの所得と資産の実態を手のひらに乗せることが可能になるということで、政府にとっては行政が低所得、低資産と認める一部の人に限定して、社会保障の基準となる所得把握を厳格化していくという狙いも語られていますし、また財界にも早くからこの問題の推進を求める声があることを指摘しておきます。そうした意味において、マイナンバー制度の最大の狙いは、国民の収入、財産の実態を政府がつかむ、そして税、保険料の徴収強化、社会保障の給付削減を押し付けることにつながるということから、直ちに廃止をすべきだという立場で関連する項目には反対いたします。

島田委員

民主ネットリベラルの会を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。個人番号制度対応事業について、漏えい対策等については市民の方も

大変心配されていることから、情報の透明性、またわかりやすい説明などを随時求めていきます。次に、COOL JAPAN FOREST構想について、この構想については大変期待しておりますが、議会への中間報告など進捗状況を明らかにし、市、市議会、市民にとって、よりよいものができていくことを求めます。次に、旧所沢浄化センター跡地利用プロポーザル事業について、東京都の築地市場の移転問題、また今回のオリンピックの問題などもそうですが、事業の出だしで問題があると事業に影響が出てくることもあることから、適切な対応を求め、工期の遅れや追加作業、追加の費用負担等が発生しないことを求めます。以上の点を踏まえて、賛成の意見といたします。

福原委員

所沢市議会公明党を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。今回の補正予算は、庁内システムの情報セキュリティの強化として基幹系と情報系の分離を行い、特にインターネットからの標的型攻撃の対策としてハード面が中心となっておりますが、国の機関においてもハード面だけではパーフェクトなセキュリティ対策とは言えず、常に攻撃された場合を想定した対応が大事であるとし、ハード面で万全な対策を講じても人的なミスなどによる漏えいリスクは常に抱えていることから、今後庁内において具体的な運用に向けた情報セキュリティ対策として、情報セキュリティ管理責任者のもと、プロジェクトチームの設置も視野に入れたセキュリティ対策強化をさらに進めるべきです。庁内の関係者全員が情報セキュリティに

対応し、原課ごとに情報セキュリティのとりまとめや定期的なチェックをする組織的、技術的、人的体制と、関連する全ての職員の責務を明確にすることを求めて意見といたします。

秋田委員

至誠自民クラブを代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。旧所沢浄化センター跡地利用プロポーザル事業について、東京オリンピックのエンブレム問題ではないですが、税金が投入されているわけですので、もし市として何らかの問題があった場合、また瑕疵があった場合、責任の取り方を考えた方がよいのではないかと考えます。今回は費用の妥当性を専門的、技術的な視点で審査するということでもありますので、賛成をいたします。

松崎委員

維新の党を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。個人番号制度対応事業について、先の年金の個人情報の流出に関しては、ハードウェア、ネットワークの問題ではなく、人的なセキュリティの甘さが指摘されました。所沢市においても、IT推進課のもとしっかりとセキュリティ対策を行っていただきたいと思います。次に、COOL JAPAN FOREST構想について、民間と共同で進める、そして所沢市の今後の税収増に向けて、さらなる発展に向けて取り組んでいただきたいと思います。ただし、今後重要となってくるのは民間と行政の役割分担で、行政に関してはインフラなどをしっかり整備し、民間に関しては事業に責任を持つ。

こうした事業の線引きを年度末に向けて取り組んでいくということで、今後もしっかりとした取り組みを行っていただきたいと思います。

中委員

自由民主党・無所属の会を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。まず、番号制度における情報の照会型提供については、正当な権限を持つ者だけがアクセスできるよう制限を設けるとともに、信号は暗号化され行政専用の回線を利用して行われます。外部からの不正な攻撃、個人情報の漏えいなどに対するセキュリティ対策は、国において十分確保されていると考えます。また、個人情報は、従来どおり各団体が保有する分散管理が行われますので、国の機関が個人の情報を一元化することではありません。このようなことから、番号制度はこれから、また将来にわたり効果が得られるものと考えます。次に、COOL JAPAN FOR EST構想については、世界に所沢市を大いにアピールし、多くの人を呼び込み、雇用の創出、地元産業・経済の活性化、新規企業の誘致、市内外からの来客による税収のアップ等、大いに期待をしており、また大きなチャンスであると考えています。所沢市の未来のために、株式会社KADOKAWAと共同により、地域との共生を図りながらこの事業を進めていただき、所沢市全体が活性化し魅力あるまちとして発展するような構想案をぜひ策定していただくことを望んで賛成といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第75号当委員会所管部分については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会（午前11時34分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

平成27年第3回（9月）定例会

総務経済常任委員会

- 1 国際社会（平和推進事業）について
- 2 人権尊重社会について
- 3 男女共同参画社会について
- 4 交通（交通政策）について
- 5 学校教育（私立学校）について
- 6 情報の共有と市民参加について（広報・市民参加）
- 7 行政経営について
- 8 危機管理・防災について
- 9 防犯について
- 10 財政運営について
- 11 農業・商業・工業について
- 12 観光について
- 13 労働・雇用環境について